令和４年４月１日

ー令和４年度 大木中学校生活のきまりー

No.１

みんなが安心・安全な学校生活を送るために

１　服装について

〈標準型学生服〉

（１）冬･･･大木中学校規定に沿う校章マークを左腕に付ける。
（２）ベルトは黒・紺・コゲ茶など派手でないものとする。※金属部が多いようなものは避けること。

〈標準型セーラー服〉

（１）冬･･･大木中学校規定に沿う校章マークを左腕に付ける。
（２）スカートの長さは、ひざが隠れること。
（４）スカーフのリボン部分の長さは、片側が握り拳１つ分（約７ｃｍ以上）とする。

〈制服共通〉

（１）冬･･･防寒具として学校指定のウインドブレーカーや手袋、マフラーを着用してもよい。ただし、教室内での着用は原則禁止とする。
夏･･･校章マーク入りの白のカッターまたはニットシャツを着用する。
（２）制服の中はカッターまたはニットシャツ（※各種式、クラス写真、指定された行事の際は着用）のほか、白・黒・紺・灰の派手でない単色のトレーナー、セーター（※ワンポイント可）を着用してもよい。半袖体操服を着用すること。
（３）靴は白のひも運動靴とする。
※靴底がランニングシューズタイプのものとする。靴底が平らなもの（テニスシューズやバスケットシューズのような靴底）は避けること。
（４）服装の変形は禁止とする。
（５）授業は制服、体育は学校指定の服装で受けること。
（６）くつ下は、色が白・黒・紺・灰で膝下までの長さとする。（※くるぶしソックスも可）
※ﾙｰｽﾞｿｯｸｽ、膝上のﾊｲｿｯｸｽはさけること。※折り曲げてはかない。
※ワンポント可※ラインは不可
冬季の防寒用のためタイツの着用も認める。色は黒・紺・ベージュとする。柄・模様のない無地のものに限り認める。
形状：タイツ・レギンス・トレンカ

※クラス写真、合唱コンクール、卒業式・入学式の日は正装とする。
☆正装とは・・・冬服・カッターシャツ着用・くるぶしが隠れる長さの白靴下を着用することを指す
（７）通学カバン、サブバッグ、上履き、体育館シューズは学校指定のものとする。

２　頭髪等について

（１）中学生らしい清潔な髪形とする。
（２）前髪は目にかからないようにする。
（３）後ろの髪が肩にかからないように切るか、それ以上の長い髪はゴムひもで結ぶ。
◎※髪を結ぶときは、耳の上端以下で結ぶこと。
（ヘルメットを装着するのに支障のない結び方を指す）
（４）ゴムひも、ヘアピンは飾りのないもので、色は黒、紺、コゲ茶とする。
（５）眉毛の変形や、化粧は禁止とする。（中学生らしい清潔感のある髪型にする）
（６）頭髪の加工（パーマ、染髪、脱色など）は禁止とする。特異な髪型は禁止とする。
（７）整髪料、香水などは禁止とする。

３　学校生活について

（１）登下校は、制服または大木中指定の体操服とする。下校後の再登校時も同様。
（２）授業は制服で受ける。
　※朝・帰りの学活時は原則制服。（１限目が体育、清掃活動後などはジャージ可）
　※ウインドブレーカーは教室内・職員室の入室時には着用しない。

（３）忘れ物指導
　※原則、忘れ物は家に取りに帰らない。（必要な場合は家庭に連絡し、届けてもらう）
　※原則、生徒間での貸し借りは禁止とする。
　※服装類の忘れ物（くつ下・スカーフ）に関しては、一部、学校で貸し出し用を借りることができる。（数に限りがある。返却後貸し出し簿を記入する。）

（４）不要物について
　※学習や部活動で必要な物以外の不要物を学校に持ってこないこと。
　※携帯電話、スマートホンの持ち込み、使用は禁止とする。
　※バレンタインデー、ホワイトデー・お土産などの飲食物、プレゼントなどの受け渡し、および飲食は禁止とする。

（５）その他
　※水筒（お茶・水・スポーツドリンク）は、ペットボトルでもよい。ただし、ペットボトルは学校で処分せず、持ち帰る。
　※大木中バッグは、肩からかけるか手で持つように使用する。（背負わない。）
　※カバンのアクセサリーは、目印として１個のみとする。
　※リップクリーム・日焼け止めなどは、薬用、透明、無臭のものとする。
　※医師に処方を受けた薬用トローチなどは、必要であれば、事前に申し出て、原則、保健室でとる。

４　登下校について

（１）安全に気をつける。
（２）交通ルール・交通マナーを守る。
（３）決められた通学路を通る。
（４）登校後は、無断で校外に出ない。

５　自転車通学について

（１）自転車通学時にはヘルメットを着用する。
（２）通学用自転車は、学習用具などを安全に運ぶために荷台およびカゴを付ける。
（３）通学カバンは荷台にくくりつけること。サブバックなど軽いものについては、前のかごに入れてもよい。
（４）前照燈および反射板などをつける。
（５）故意にハンドルなどを改造しない。
（６）違反があった場合は、規定による罰則がある。

６　欠席連絡について

（１）欠席、遅刻などの連絡は、８時３０分までに保護者の方が欠席理由とともに学校に連絡してください。
（２）体育の見学については、保護者の方が「生活ノート」へ記入し、生徒が保健体育担当者に申し出る。

７　校外生活について

（１）外出の際は行き先、時間、同伴者、目的などを家の人にはっきりと告げておく。
（２）夜間の外出、友人･知人宅での外泊はしない。
（３）禁止されている場所には行かない。（ゲームセンター、カラオケボックスなど）
（４）自転車に乗るときは安全のため、できる限りヘルメットを着用する。
（５）他校への訪問は禁止する。（小学校も含む）